

# 千葉市教員採用プロモーション業務委託

## 企画提案募集要項

### 1 目的及び趣旨

教員採用試験の受験者数は減少傾向にあり教員不足の解消が喫緊の課題となっている。このため、千葉市で教員になることの魅力、教員の業務内容、採用情報等について民間企業の有する媒体等を活用した情報提供、広報資料の作成、配付等を実施し、翌年度採用試験における千葉市希望の教員志願者を増加させることを目的とする。

### 2 委託業務

#### (1) 業務名

千葉市教員採用プロモーション業務委託

#### (2) 内容

別紙「仕様書」のとおり

#### (3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

#### (4) 見積上限価格

19,705,000 円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）

#### (5) 参加者の募集方法

公募型企画競争（プロポーザル方式）

### 3 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次の各号のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者

イ 当該企画提案書提出前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていない者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可がなされていない者

オ 本業務の参加申込期限の日から選定結果通知日までの間に、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）による指名停止を受けている者

カ 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者

キ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者

ケ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者

コ 法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者

カ 千葉県内に本店又は営業所を有する者にあつては、すべての千葉県民税を完納していない者

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号までに該当する団体又は団体に属している者でないこと。
- (3) その代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人でないこと。
- (4) 公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体に属する者でないこと。
- (5) 平成 31（令和元）年度から令和 5 年度までに本業務内容に類似する契約協定を含む実績があり、かつ、誠実に履行していること。
- (6) 千葉市との円滑・迅速な業務遂行を行える体制を有していること。

#### 4 参加に関する手続き

##### (1) スケジュール【予定】

|   | 内 容           | 日 程                                |
|---|---------------|------------------------------------|
| ① | 企画提案募集要項公表    | 令和 6 年 5 月 31 日（金）                 |
| ② | 参加申込書受付       | 令和 6 年 5 月 31 日（金）～6 月 10 日（月）17 時 |
| ③ | 質問受付          | 令和 6 年 5 月 31 日（金）～6 月 5 日（水）正午    |
| ④ | 質問回答ホームページ掲載  | 令和 6 年 6 月 6 日（木）まで随時更新            |
| ⑤ | 参加資格確認結果通知書送付 | 令和 6 年 6 月 13 日（木）                 |
| ⑥ | 企画提案書受付       | 令和 6 年 6 月 13 日（木）～6 月 24 日（月）17 時 |
| ⑦ | 選考結果の通知       | 令和 6 年 7 月 5 日（金）                  |

##### (2) 参加申込み

参加を希望する者は、下記により必要書類を提出すること。

###### ア 提出期限

令和 6 年 6 月 10 日（月）17 時必着 ※厳守

###### イ 提出方法

持参又は郵送

※封筒表面に「企画提案参加申込書在中」と朱書きすること。なお、事故等による未着について、市では責任を負わない。

###### ウ 提出先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港 1 番 1 号 千葉市役所本庁舎高層棟 10 階

千葉市教育委員会教育総務部教育職員課

###### エ 提出書類

- (ア) 企画提案参加申込書（様式 1）
- (イ) 誓約書（様式 2）
- (ウ) 法人概要（様式 3）
- (エ) 委託業務の実施体制（様式 4）
- (オ) 契約実績調書（様式 5）
- (カ) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- (キ) 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その 3 の 3）
- (ク) 千葉県税に未納がないことの証明書（完納証明書等）

(ケ) 千葉市税完納及び特別徴収に関する証明

※参加申し込み締め切り日の時点で千葉市入札参加資格者名簿に登載のある者については、上記

(カ)～(ケ)の提出を不要とする。

オ 参加資格確認通知の送付

上記により提出を受けた書類に基づき参加資格の確認を行い、令和6年6月13日(木)までに参加決定の可否について電子メールにより通知する。

### (3) 内容に関する質問

本企画提案の実施においては、説明会を行わないため、募集要項及び仕様書等の内容について不明な点がある場合は、下記により質問すること。

ア 受付期間

令和6年5月31日(金)～令和6年6月5日(水)正午まで

イ 提出方法

電子メールのみ。それ以外の手段での質問及び受付期間を過ぎて提出された質問は一切受け付けない。電子メールの件名は、「企画提案質問書(法人名)」とすること。

提出先 [kyoikushokuin.EDG@city.chiba.lg.jp](mailto:kyoikushokuin.EDG@city.chiba.lg.jp)

ウ 提出書類

質問書(様式6)

エ 質問に対する回答

令和6年5月31日(金)から令和6年6月6日(木)までの間に、随時、市ホームページ上に公開する。

なお、質問の回答内容については、募集要項及び仕様書の追加又は修正とみなし、回答を公開したことについて、当課から質問者宛て連絡は行わない。

### (4) 企画提案書提出

参加資格確認通知により参加決定可の通知を受けた者は、下記により企画提案書を提出すること。

ア 提出期限

令和6年6月24日(月)17時必着 ※厳守

イ 提出方法

持参又は郵送

※封筒表面に「企画提案書在中」と朱書きすること。なお、事故等による未着について、市では責任を負わない。

ウ 提出先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎高層棟10階

千葉市教育委員会教育総務部教育職員課

エ 提出書類

(ア) 千葉市教員採用プロモーション業務委託 企画提案提出書(様式7)

(イ) 企画提案書

※企画提案書の内容、提出にあたっての留意事項については、オ以降を参照のこと。

オ 企画提案書の内容

仕様書を熟読の上、次の項目のほか、5(1)アの審査項目表に含まれる項目を網羅するこ

と。

(ア) 提案趣旨

(イ) 事業実施方針、実施計画

(ウ) 参考見積額及びその内訳

(エ) 業務実績（本事業と同一又は類似する事業の実績等）

カ 提出にあたっての留意事項

(ア) 提出は1参加者につき1提案とする。

(イ) 企画提案書の提出部数は、7部（正本1部、副本6部）とする。

(ウ) 仕様は、A4判（横書き）とし、両面印刷、再生紙使用とともに可能。文字、図表等は白黒・カラーを問わない。

(エ) 企画提案書作成に用いる言語は、日本語（本企画提案参加者の商号又は名称、製品の商標又は名称、その他通信技術等に関する用語若しくは呼称であって、一般的に使用されているものを除く。）、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）とする。

(オ) 構成は、表紙、目次、提案内容（本文）、裏表紙とする。なお、副本については、企画提案書の内容から、企業名が判明・特定できないよう、必要な処置を講ずること。

(カ) 表紙には、①宛名「千葉市教育委員会教育総務部教育職員課」、②タイトル「千葉市教員採用プロモーション業務委託企画提案書」、③提出年月日、④法人名（※正本のみ）を記載し、押印（※正本のみ）すること。

キ 提案内容（本文）は、20ページ以内（表紙、目次、あい紙等を除く。）とし、使用する文字のフォントサイズは、10.5ポイント以上とすること。

ク 提案内容（本文）のうち、参考見積額の項目については、本委託業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む）を別々に記載し、合計金額を明記する。また、管理費、人件費、諸経費等の積算内訳及び根拠が確認できるよう、可能な限り詳細かつ明確に記載すること。

ケ 正本（1部）については、押印、袋とじとする。副本（6部）については、内容が容易に散逸しない程度にホチキス等で止めること。なお、フラットファイルやドッチファイル等のファイルには綴じずに提出すること。

コ 企画提案書提出後の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。

サ 本企画提案は、あくまでも委託業者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行にあたっては、逐次発注者と協議して決定することとなるので留意すること。

## 5 受託候補者の選定方法

### (1) 審査方法

別途要綱に基づき設置している千葉市教員採用プロモーション業務委託企画提案評価委員会（以下「評価委員会」という。）にて、企画提案書による書類審査にて選考を行う。本業務に関して、提案事業者が1者のみの場合であっても、評価委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。なお、プレゼンテーションによる審査は行わない。

#### ア 審査基準

提案書を審査し、各審査項目について得点を付与する。評価委員会委員の持ち点（100点）の合算値（500点満点）が最も高かった者を優先交渉権者（受託候補者）とする。

なお、満点の60%を最低基準点とし、これに満たない点数の場合は最高得点者であっても選外とする。審査項目及び点数配分は、次のとおり。

【審査項目表】

| 審 査 項 目 |                                      | 審 査 基 準 |                                                                  | 配 点   |
|---------|--------------------------------------|---------|------------------------------------------------------------------|-------|
| 1       | 【業務実施能力】<br>委託業務を安定して実施する能力を有すること    | (1)     | 業務を的確・効果的に遂行するための人員及び配置体制が確保されているか。                              | 10 点  |
|         |                                      | (2)     | 作業手法、日程等が明確にされており、実現に無理はないか。                                     | 10 点  |
|         |                                      | (3)     | 当該業務に関する知見・ノウハウを有しているか。また、過去に当事業に類する事業の実績があるか。                   | 20 点  |
| 2       | 【企画提案能力】<br>委託業務に対する企画提案能力を十分に有しているか | (1)     | 仕様書や企画要望等を理解し、係る課題がよく分析され、それを踏まえた解決策の提示及び千葉市の強みを生かした基本方針となっているか。 | 10 点  |
|         |                                      | (2)     | 千葉市で就職する魅力を発信し、人材の確保に資する工夫がなされているか。                              | 20 点  |
|         |                                      | (3)     | 情報提供にあたっては色々な媒体や方法をとおして、より多くの人の目に触れることができ、関心を抱く内容及び構成となっているか。    | 20 点  |
|         |                                      | (4)     | 本業務の履行にあたり、有意義な独自の提案がなされているか。                                    | 10 点  |
| 合 計     |                                      |         |                                                                  | 100 点 |

イ 得点が同点だった場合の取扱い

最高得点者が2者以上あるときは、次の順序で優先交渉権者（受託候補者）を決める。

（ア）得点が同点の場合は、審査項目「2（2）」の得点が最も高い者を優先交渉権者とする。

（イ）（ア）も同点である場合は、審査項目「2（3）」の得点が最も高い者を優先交渉権者とする。

（ウ）（イ）も同点である場合は、審査項目「1（3）」の得点が最も高い者を優先交渉権者とする。

（エ）以上により順位が決定しない場合は、選考委員会における合議により優先交渉権者を決定する。

（2）提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

ア 参考見積額が、本要項 2（4）に記載する見積上限価格を超過した場合

イ 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ 提出書類に重要な誤脱があった場合

オ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

カ 審査の公平を害する行為があった場合

キ 複数の応募を行った場合

ク 提案書の内容が、仕様書で設定した水準と著しく乖離していると評価委員会が判断した場合

ケ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

（3）選考結果の通知

選考結果については、令和6年7月5日（金）までに採用、不採用にかかわらず提案者全員に電子メールにより通知する。

(4) 審査の公表等

提案者自身及び決定した受託者の得点については、受託者決定後、問い合わせに応じ回答する。

なお、その他提案者に関する情報及び企画提案の採点基準並びに点数の内訳等に関する問い合わせには、一切応じない。

6 契約手続等

(1) 受託候補者の決定後は、受託候補者より改めて見積書を徴取し、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に、予算の範囲内で随意契約により契約締結する。

(2) 前項の交渉が不成立の場合には、市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、予算の範囲内で随意契約により契約締結する。

(3) 契約保証金

当該契約金額の 100 分の 10 以上の額を収めることとする。

ただし、千葉市契約規則第 29 条の各号のいずれかに該当する場合は、免除とする。

(4) 契約書の作成

受託者決定後、速やかに契約書を作成することとする。

(5) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

7 その他留意事項

(1) 企画提案書の作成、提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等、書類一式は返却しない。

(3) 採択された企画提案書の著作権は、千葉市に帰属する。

(4) 提出書類や選考結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は、第三者から公文書開示請求があった場合、千葉市情報公開条例（平成 12 年 4 月 3 日条例第 52 号）の規定に基づき、公にすることにより、当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。

ただし、企画提案書選考期間中は、同条例第 7 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、開示の対象としない。

(5) 本企画提案に関連し知り得た情報については、千葉市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。

8 問合せ先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港 1 番 1 号 千葉市役所本庁舎高層棟 10 階

千葉市教育委員会教育総務部教育職員課

TEL:043-245-5940

E-mail : kyoikushokuin.EDG@city.chiba.lg.jp

担当：管理任用班 熊切